

平成28年12月定例会議 参考資料

1. 議案第81号	平成28年度小松島市一般会計補正予算(第2号)・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 議案第82号	平成28年度小松島市競輪事業特別会計補正予算(第1号)・・・・・・・・	6
3. 議案第83号	平成28年度小松島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号).....	6
4. 議案第84号	平成28年度小松島市国民健康保険特別会計補正予算(第1号).....	6
5. 議案第85号	平成28年度小松島市介護保険特別会計補正予算(第2号).....	7
6. 議案第86号	平成28年度小松島市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号).....	7
7. 議案第87号	小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	8
8. 議案第88号	小松島市長、副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例について	11
9. 議案第89号	小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	13
10. 議案第90号	小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	15
11. 議案第91号	小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について	21
12. 議案第92号	小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について	24
13. 議案第93号	小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について	26
14. 議案第94号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	28
15. 議案第95号	小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	29
16. 議案第96号	小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について	30
17. 議案第97号	小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例について	31
18. 報告第19号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定).....	32
19. 報告第20号	専決処分の報告について(損害賠償額の決定).....	33

議案第81号 平成28年度小松島市一般会計補正予算（第2号）

平成28年度12月補正予算分析資料

1 歳入の状況

（単位：千円）

区分	今回追加額	既計上予算額	現計予算額	備考
	総額	総額	総額	
市税		4,186,000	4,186,000	
地方譲与税		115,000	115,000	
利子割交付金		5,000	5,000	
配当割交付金		50,000	50,000	
株式等譲渡所得割交付金		35,000	35,000	
地方消費税交付金		700,000	700,000	
自動車取得税交付金		12,000	12,000	
国有提供施設等所在市助成交付金		30,000	30,000	
地方特例交付金		14,000	14,000	
地方交付税	190,146	3,303,948	3,494,094	
交通安全対策特別交付金		8,000	8,000	
分担金及び負担金	7,133	125,897	133,030	下記参照
使用料及び手数料		326,519	326,519	
国庫支出金	227,995	2,864,876	3,092,871	下記参照
県支出金	37,163	1,094,290	1,131,453	下記参照
財産収入		52,120	52,120	
寄附金		10,600	10,600	
繰入金		250,000	250,000	
繰越金		100	100	
諸収入	3,648	175,393	179,041	下記参照
市債	253,200	2,174,200	2,427,400	
歳入合計	719,285	15,532,943	16,252,228	

歳入区分の内訳

分担金及び負担金

急傾斜地崩壊対策事業費分担金	7,133
	7,133

国庫支出金の内訳

障がい福祉サービス費等国庫負担金	31,400
障がい児施設措置費国庫負担金	15,925
国民健康保険基盤安定制度国庫負担金（保険者支援分）	479
社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金	1,966
地域生活支援事業費国庫補助金	350
母子家庭等高等職業訓練促進事業費国庫補助金	266
地域子育て支援拠点事業費国庫補助金	293
病児保育事業国庫補助金	25
利用者支援事業国庫補助金	23
児童健全育成対策事業費国庫補助金	3,000
臨時福祉給付金支給事業費国庫補助金	150,000
臨時福祉給付金支給事務費国庫補助金	12,818
社会資本整備総合交付金（総合整備計画）	8,250
社会資本整備総合交付金（高速道路対策事業）	3,200
	227,995

県支出金の内訳

障がい福祉サービス費等県負担金	15,700
障がい児施設措置費県負担金	7,963
国民健康保険基盤安定制度県負担金（保険者支援分）	239
国民健康保険基盤安定制度県負担金（保険料軽減分）	△1,134
重度心身障がい者等医療費県補助金	1,750
病児保育事業費県補助金	25
地域子育て支援拠点事業費県補助金	293
私立保育所産休等代替職員費県補助金	339
利用者支援事業費県補助金	23
地域生活支援事業費県補助金	175
急傾斜地崩壊対策事業費県補助金	11,642
徳島県戦略的災害医療プロジェクト推進費県補助金	148
	<hr/>
	37,163

諸収入の内訳

情報セキュリティ強化対策事業助成金	3,648
	<hr/>
	3,648

2 目的別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
議 会 費	△7,066	202,662	195,596	
総 務 費	14,958	1,571,773	1,586,731	
民 生 費	319,808	6,440,433	6,760,241	
衛 生 費	51,656	2,265,067	2,316,723	
農 林 水 産 業 費	2,082	307,042	309,124	
商 工 費	5,057	84,915	89,972	
土 木 費	90,969	1,255,633	1,346,602	
消 防 費	5,060	471,386	476,446	
教 育 費	4,172	1,038,173	1,042,345	
公 債 費	232,589	1,874,633	2,107,222	
諸 支 出 金		16,226	16,226	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	719,285	15,532,943	16,252,228	

3 性質別歳出の状況

(単位：千円)

区 分	今 回 追 加 額	既 計 上 予 算 額	現 計 予 算 額	備 考
	総 額	総 額	総 額	
人 件 費	△20,123	2,792,528	2,772,405	
議員等特別職の給与	406	238,992	239,398	
職 員 給	3,384	1,988,706	1,992,090	
そ の 他	△23,913	564,830	540,917	
物 件 費	72,119	2,000,534	2,072,653	
維 持 補 修 費	4,532	29,986	34,518	
扶 助 費	99,168	3,256,001	3,355,169	
補 助 費 等	197,047	2,224,413	2,421,460	
普 通 建 設 事 業 費	62,261	2,076,238	2,138,499	
補 助 事 業 費	29,056	627,270	656,326	
単 独 事 業 費	33,205	1,448,968	1,482,173	
災 害 復 旧 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
失 業 対 策 事 業 費				
補 助 事 業 費				
単 独 事 業 費				
公 債 費	232,589	1,874,633	2,107,222	
積 立 金		13,226	13,226	
貸 付 金		4,800	4,800	
繰 出 金	71,692	1,255,584	1,327,276	
予 備 費		5,000	5,000	
歳 出 合 計	719,285	15,532,943	16,252,228	

平成 2 8 年 度 事 業 費 の 状 況

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	普通建設事業	(2,138,499) 62,261	(292,584) 11,450	(46,035) 11,642	(1,692,900) 26,100	(32,210) 10,781	(74,770) 2,288	
	1 補助事業	(656,326) 29,056	(292,584) 11,450	(6,866)	(331,600) 15,400	(1,940)	(23,336) 2,206	
土	道路橋梁新設改良交付金事業（総合整備計画）	(162,000) 15,000	(89,100) 8,250		(72,800) 6,700		(100) 50	前原6号線
木	高速道路対策事業	(86,056) 14,056	(28,400) 3,200		(55,500) 8,700		(2,156) 2,156	江田2号線他

(単位：千円)

費目	事業名	事業費	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
	2 単独事業	(1,482,173) 33,205		(39,169) 11,642	(1,361,300) 10,700	(30,270) 10,781	(51,434) 82	
総務	電算システム管理運営事業	7,296			3,600	3,648	48	徳島県自治体情報セキュリティクラウド構築費負担金
土木	県単急傾斜地崩壊対策事業	(36,976) 25,909		(16,191) 11,642	(10,300) 7,100	(10,391) 7,133	(94) 34	檜湊町字小松他

議案第82号～議案第86号

平成28年度 特別会計予算（12月）分析資料

1 競輪事業特別会計

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
② 財産収入	652	208	860	競輪事業基金積立金 競輪施設整備等基金積立金
歳入合計	12,000,000	208	12,000,208	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 諸支出金	652	208	860	競輪事業基金積立金 競輪施設整備等基金積立金
歳出合計	12,000,000	208	12,000,208	

2 後期高齢者医療特別会計

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 繰入金	170,444	1,099	171,543	一般会計繰入金
歳入合計	532,639	1,099	533,738	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 総務費	28,508	1,099	29,607	
歳出合計	532,639	1,099	533,738	

3 国民健康保険特別会計

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
③ 国庫支出金	1,168,712	51,276	1,219,988	財政調整交付金等
④ 県支出金	234,148	17,614	251,762	財政調整交付金等
⑥ 前期高齢者交付金	1,292,417	1,829	1,294,246	
⑦ 共同事業交付金	1,331,369	20,221	1,351,590	
⑧ 繰入金	368,659	62,505	431,164	一般会計繰入金
⑩ 繰越金	0	6,450	6,450	
歳入合計	5,428,801	159,895	5,588,696	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額	備考
① 総務費	82,155	△ 5,604	76,551	
② 保険給付費	3,297,933	62,500	3,360,433	一般療養給付費、一般高額療養費等
③ 後期高齢者支援金等	493,053	26,410	519,463	
④ 前期高齢者納付金等	287	104	391	
⑥ 介護納付金	168,090	23,101	191,191	
⑦ 共同事業拠出金	1,322,435	28,461	1,350,896	高額医療費拠出金等
⑩ 諸支出金	4,374	24,923	29,297	国庫支出金返還金
歳出合計	5,428,801	159,895	5,588,696	

4 介護保険特別会計

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	備 考
④ 国 庫 支 出 金	816,221	1,515	817,736	介護保険システム改修費国庫補助金等
⑥ 県 支 出 金	527,540	108	527,648	
⑦ 繰 入 金	613,820	3,600	617,420	一般会計繰入金
⑨ 財 産 収 入	156	67	223	
歳 入 合 計	3,755,744	5,290	3,761,034	

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	備 考
① 総 務 費	99,726	3,755	103,481	介護保険システム改修費等
③ 地 域 支 援 事 業 費	86,142	568	86,710	認知症総合対策事業費等
④ 諸 支 出 金	49,177	967	50,144	被保険者保険料還付金 介護保険基金積立金利息
歳 出 合 計	3,755,744	5,290	3,761,034	

5 公共下水道事業特別会計

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	備 考
③ 繰 入 金	241,577	4,488	246,065	一般会計繰入金
⑤ 市 債	114,600	29,400	144,000	
歳 入 合 計	449,495	33,888	483,383	

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	補正後の額	備 考
① 下 水 道 費	210,781	31,530	242,311	外開雨水ポンプ場ゲートポンプ改修工事等
② 公 債 費	223,396	2,358	225,754	
歳 出 合 計	449,495	33,888	483,383	

議案第87号 小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

平成28年度の人事院勧告に準拠し、市議会議員の期末手当の支給月数を改めるもの。

○第1条による改正 平成28年12月の期末手当の支給月数を0.1月分増

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月に支給する期末手当</p> <p>ア～エ (略)</p>	

(2) 12月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の165</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の132</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の99</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の49.5</u> 3・4 (略)	(2) 12月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の175</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の140</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の105</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の52.5</u> 3・4 (略)	改正 改正 改正 改正
---	--	----------------------

○第2条による改正 平成29年6月以降の期末手当の支給月数を改正（6月の支給月数を増やし、12月の支給月数を同割合減ずるもの。）

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和45年小松島市条例第48号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) (1) 6月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の150</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の120</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の90</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の45</u> (2) 12月に支給する期末手当	(期末手当) 第5条 (略) 2 (略) (1) 6月に支給する期末手当 ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の155</u> イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の124</u> ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の93</u> エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の46.5</u> (2) 12月に支給する期末手当	 改正 改正 改正 改正

<p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の175</u></p>	<p>ア 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の170</u></p>	<p>改正</p>
<p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の140</u></p>	<p>イ 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の136</u></p>	<p>改正</p>
<p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の105</u></p>	<p>ウ 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の102</u></p>	<p>改正</p>
<p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の52.5</u></p>	<p>エ 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の51</u></p>	<p>改正</p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>	

議案第88号 小松島市長、副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成28年度の人事院勧告に準拠し、特別職の期末手当の支給月数を改めるもの。

○第1条による改正 平成28年12月の期末手当の支給月数を0.1月分増

小松島市長、副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>改正</p>

○第2条による改正 平成29年6月以降の期末手当の支給月数を改正（6月の支給月数を増やし、12月の支給月数を同割合減ずるもの。）

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例(昭和50年小松島市条例第41号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第3条 前2条の給料，通勤手当及び期末手当の支給方法については，小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の規定の適用を受ける職員の例による。ただし，同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と，「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。この場合において，期末手当基礎額は，それぞれその基準日現在においてその者が受けるべき給料の月額及びその給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>改正 改正</p>

議案第89号 小松島市一般職の職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

平成28年度の人事院勧告に準拠し、任期付職員の給料表の額及び期末手当の支給月数を改めるもの。

○第1条による改正 給料表の1号給・2号給の金額増

平成28年12月の期末手当の支給月数を0.1月分増

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第1条関係】

現行		改正後(案)		備考
(任期付職員の給与の特例) 第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		(任期付職員の給与の特例) 第4条 第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。		改正
号給	給料月額(円)	号給	給料月額(円)	
1	371,000	1	372,000	
2	419,000	2	420,000	
3	471,000	3	471,000	
4	532,000	4	532,000	
5	607,000	5	607,000	
2~5 (略)		2~5 (略)		

<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。</p>	<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p>	<p>改正</p>
--	--	-----------

○第2条による改正 平成29年6月以降の期末手当の支給月数を改正（6月の支給月数を増やし、12月の支給月数を同割合減するもの。）

小松島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年小松島市条例第4号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条の規定による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。</p>	<p>(小松島市職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任期付職員に対する給与条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。</p>	<p>改正 改正</p>

議案第90号 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の主旨》

平成28年度人事院勧告等に基づき、給与制度の見直しを行うもの。

①民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、若年層を中心に給料表を1,500円～400円の幅で増額改定。

②勤勉手当について、0.1月分の増額改定。

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）	備考
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を合計額を加算した額に<u>100分</u></p>	<p>改正</p> <p>改正</p>

<p>の80(特定管理職員にあつては、<u>100分の100</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の47.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>の90(特定管理職員にあつては、<u>100分の110</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u> (特定管理職員にあつては、<u>100分の52.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>改正</p> <p>改正</p>
---	---	---------------------

現行

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800
	51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200
	52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600
	53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000

改正後(案)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300
	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400

現行

54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				

改正後(案)

54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				
100		296,100	344,000				
101		296,300	344,300				
102		296,600	344,700				
103		297,000	345,100				
104		297,300	345,500				
105		297,500	346,000				
106		297,800	346,400				
107		298,200	346,800				
108		298,500	347,200				
109		298,700	347,700				
110		299,100	348,100				
111		299,500	348,400				
112		299,800	348,700				
113		299,900	349,200				

現行

114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600

改正後 (案)

114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表【第2条関係】

現行（改正条例第1条による改正後の規定）	改正後（案）	備考
<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の90(特定管理職員にあつては、100分の110)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5(特定管理職員にあつては、100分の52.5)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額に100分の85(特定管理職員にあつては、100分の105)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40(特定管理職員にあつては、100分の50)を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p>

議案第91号 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当のうち、高年齢者に対する給付や求職活動への支給に関する規定を改正するもの。

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 1～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもの</u>のうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 1～4略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員(第7項の規定に該当する者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する<u>高年齢被保険者に該当するもの</u>のうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期</p>	<p>削除 改正</p>

間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定に

間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員(第8項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

7～10 略

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定に

改正

削除
改正

<p>よる技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当，移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> <u>雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は，第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって，当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と，「技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 略</p>	<p>よる技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当，移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> <u>同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u></p> <p>12～14 略</p> <p>15 第11項の規定は，第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって，当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）<u>及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって，当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)</u>について準用する。この場合において第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と，「技能習得手当，寄宿手当，傷病手当，就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 略</p>	<p>改正</p> <p>改正</p> <p>挿入</p> <p>改正</p>
--	---	---

議案第92号 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当のうち、高年齢者に対する給付や求職活動への支給に関する規定を改正するもの。

小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年小松島市条例第31号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(退職手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p> <p>7 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員(次項の規定に該当する者を除く。)であって、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 略</p>	<p>削除 改正</p>

8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で市長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能修得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

8 前3項に定めるもののほか、第5項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で市長が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能修得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。

改正

議案第93号 小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

地方公務員法第26条の6第3項において、「配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。」と定められているため、再度の延長ができる特別の事情についての規定を追加する等の改正を行うもの。

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年小松島市条例第47号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第2項、<u>第3項</u>及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p>第6条の2 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。)</u>の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこと</p>	<p>改正</p> <p>追加</p>

<p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。)が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p><u>となり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>削除</p>
--	--	-----------

議案第94号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「法」という。）により、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたことから、新たな農業委員会制度で新設される農地利用最適化推進委員の報酬を定めるとともに、本市の農業委員会には部会を置かないこととするため、部会長等の報酬規定を削除するもの。

特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小松島市条例第36号)新旧対照表

現行				改正後（案）				備考	
別表(第1条関係)				別表(第1条関係)				改正	
種別	職名	報酬		備考	種別	職名	報酬		
		区分	金額(円)				区分		金額(円)
(略)					(略)				
農業委員会	会長	月額	16,700		農業委員会	会長	月額		16,700
	副会長	〃	14,300			副会長	〃		14,300
	部会長	〃	14,300			委員	〃		11,000
	副部会長	〃	11,900			農地利用最	〃		11,000
	委員	〃	11,000			適化推進委			
(略)				(略)					

議案第95号 小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成する子どもはぐくみ医療費助成事業の対象を拡大し、子育て世帯が安心して医療を受けられる環境の整備をはかるもの。

○対象者の拡大

(現行) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者

(改正後) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者

小松島市子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(昭和48年小松島市条例第8号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、 <u>12歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2～5略	(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、 <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。 2～5 略	改正

議案第 96 号 小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

《制定の趣旨》

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号。以下「法」という。）により、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、新たな農業委員会制度では主に合議体としての意思決定を行う農業委員と、担い手への農地利用の集積や耕作放棄地解消等の地域における現場活動を行う農地利用最適化推進委員が役割を分担し、連携して業務を行うこととされた。

なお、法に定める経過措置により、平成 28 年 4 月 1 日の法施行時点で農業委員である者については、その任期満了までは旧制度に基づいて在任するが、新制度では農業委員、農地利用最適化推進委員ともに推薦・公募により候補者を選定し、農業委員については市長が議会の同意を得て任命し、農地利用最適化推進委員については農業委員会が委嘱することとなるため、推薦・公募手続きの実施に先立ち、新制度における農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるもの。

小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）に基づき、小松島市農業委員会の委員及び小松島市農地利用最適化推進委員の定数を定めることを目的とする。

（農業委員会委員の定数）

第 2 条 小松島市農業委員会委員の定数は、19 人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第 3 条 小松島市農地利用最適化推進委員の定数は、16 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第97号 小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例等を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われ、平成28年4月1日以降は農業委員会の委員の任命については、従来の選挙等によらず、市長が議会の同意を得て任命することとなるため、選挙に関する条例を廃止するとともに、農業委員の定数が減となるため、新制度においては部会を置かないことから、部会の委員定数に関する条例を廃止するもの。

《廃止する条例》

○小松島市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年小松島市条例第14号）

小松島市農業委員会の選挙による委員の定数は、25人とする。

附 則

1 この条例は、昭和32年7月20日から施行する。※以下略

○小松島市農業委員会の選挙区の設定及び選挙区毎の委員定数に関する条例（昭和32年小松島市条例第15号）

小松島市農業委員会の選挙による委員の選挙すべき選挙区及び各選挙区毎に選挙すべき農業委員の定数は、それぞれ次表のとおりとする。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき委員の定数
第1区	小松島市小松島町、南小松島町、松島町、堀川町、神田瀬町、中田町、中郷町、江田町、前原町、田浦町、新居見町、日開野町、芝生町、田野町、横須町、金磯町、赤石町字赤石南及び赤石町字勢合の区域	11人
第2区	小松島市立江町、榎淵町及び赤石町字浜ノ町の区域	5人
第3区	小松島市坂野町、和田島町、間新田町、大林町、和田津開町及び赤石町（字赤石南、字勢合及び字浜ノ町の区域を除く。）の区域	9人

附 則

この条例は、昭和32年7月20日から施行する。 ※以下略

○小松島市農業委員会の部会の委員の定数に関する条例（昭和45年小松島市条例第21号）

（目的）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第19条第6項の規定により小松島市農業委員会（以下「委員会」という。）の部会の委員の定数を定めることを目的とする。

（農地部会の委員の定数）

第2条 委員会の農地部会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 選挙による委員のうちから互選したもの 15人
- (2) 法第12条第1号の委員のうちから互選したもの 2人
- (3) 法第12条第2号の委員のうちから互選したもの 4人

（農政部会の委員の定数）

第3条 委員会の農政部会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 選挙による委員のうちから互選したもの 21人
- (2) 法第12条第1号の委員のうちから互選したもの 2人
- (3) 法第12条第2号の委員のうちから互選したもの 4人

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。 ※以下略

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	380,000円
当事者	環境衛生センター職員
相手方	株式会社日峯タクシー
事故発生日	平成27年4月14日
事故発生場所	県道徳島小松島線（小松島市南小松島町2-17先）
事故の概要	

小松島市南小松島町2-17地先の県道徳島小松島線において、西側方向の市道南小松島3号線から本市環境衛生センター車両が同県道（市役所から八千代橋方向）で渋滞により滞留している車両の間を抜けて進入する際、本市車両の左前方側面と県道を北方向から直進してきた相手方車両の右側前方部が接触した。

平成28年8月26日 専決第7号

小松島市長 濱田保徳

損害賠償額の決定について

公用車運転中の事故に関し、損害賠償額を次のとおり決定する。

損害賠償額	286,200円
当事者	小松島市消防団員
相手方	小松島市大林町在住の女性
事故発生日	平成28年7月15日
事故発生場所	小松島市大林町字金島23
事故の概要	小松島市消防団員が、第18分団管理の消防車両を使用して、走行訓練を実施中、対向車を避けようと住宅の門扉に接近した際に、ハンドル操作を誤って門扉に接触したもの

平成28年10月19日 専決第8号

小松島市長 濱田保徳